

令和7年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

令和7年3月10日(月)開催

仙北市農業委員会

令和7年第3回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午前9時から
2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎2階 201・202会議室
3. 出席委員(16名)

1番 齋藤 瑠璃子	2番 小田嶋 比左子
3番 藤村 紀章	4番 高橋 健
5番 千葉 智永	6番 佐藤 一也
7番 鈴木 八寿男	8番 荒木田 浩生
9番 藤川 健栄	10番 小玉 均
11番 青柳 良信	13番 大石 知
14番 門脇 富士美	15番 草薨 良孝
16番 高橋 政敏	17番 藤村 隆清
4. 欠席委員(1名)

12番 佐藤 孝典

5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
 - 第4 会務諸報告
 - 第5 議事
 - (1)議案第8号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第9号
農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について
 - (3)議案第10号
農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて
 - (4)その他
 - 第6 閉会
6. 事務局職員

局 長 佐々木 信介	参 事 樫尾 健
主 査 竹下 義博	主 任 高橋 亜弓
7. 書記

主 査 竹下 義博

8. 議事録署名員 13番 大石 知 14番 門脇 富士美

9. 会議の概要

会 長 ただいまから、第3回仙北市農業委員会総会を開催いたします。

会 長 《会長挨拶》

議 長 本日の総会への出席委員は、16名、欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。(午前9時)

議 長 次に、日程3の議事録署名員並びに会議書記を、こちらから指名してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それではこちらから、議事録署名員並びに会議書記を指名いたします。議事録署名員には、13番大石委員、14番門脇富士美委員の両委員を指名いたします。会議書記には、竹下主査を指名いたします。

議 長 本日の会議の日程につきましては、議事日程表により進行いたします。ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。それでは、日程4会務諸報告をお願いします。

佐々木局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(午前9時5分)

議 長 ただいま事務局より説明がありました、報告事項ですので質問事項はご容赦願います。

議 長 それでは、議事に入ります。議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち整理番号5番を上程いたします。利害関係者の退席を求めます。4番高橋健委員。

《4番高橋委員退席》

それでは、事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号5番を説明いたします。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。金額は10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。13番大石委員。

13番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号5番について、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号5番については、許可することに決定いたします。利害関係者の復席を求めます。

《4番高橋委員復席》

議 長 次に、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、のうち整理番号5番を除き一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

樫尾参事 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、権利種別は3条有償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく生保内地区の〇〇です。申請事由は兼業のため経営縮小、経営規模の拡大となります。10a 当たり〇〇円、総額は〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法

の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は前賃借人が高齢により耕作できないことから、新たな賃借人と契約を行う、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額で〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の相〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額で〇〇円となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇です。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額で〇〇円となります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇

地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり米〇〇kg、年額米〇〇kg となります。

整理番号14番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件になります。賃貸人は西木町〇〇の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇の〇〇です。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間、10a 当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号19番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じ〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は基盤法の契約期間満了に伴う農地法第3条への契約変更となります。期間は〇〇年間です。

整理番号20番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の新規案件になります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農業廃止、経営規模の拡大となります。期間は〇〇年間です。

整理番号21番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条地上権の新規案件になります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由は相手方の要望、その他使用収益権の設定期間満了による更新となります。期間は〇〇年間で1.0 ㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号22番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条地上権の新規案件になります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由は相手方の要望、その他使用収益権の設定期間満了による更新となります。期間は〇〇年間で1.0 ㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号23番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条地上権の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇

地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由は相手方の要望、その他使用収益権の設定期間満了による更新となります。期間は〇〇年間で1.0㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号24番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条地上権の新規案件になります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由は相手方の要望、その他使用収益権の設定期間満了による更新となります。期間は〇〇年間で1.0㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号25番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿原野、現況は田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条地上権の新規案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。申請事由は相手方の要望、その他使用収益権の設定期間満了による更新となります。期間は〇〇年間で1.0㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号16番から18番については更新案件ですので、説明を省略します。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いいたします。整理番号1番及び3番について、5番千葉委員をお願いします。

5 番 千 葉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号2番について、15番草薢委員をお願いします。

15 番 草 薢 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号4番及び20番について、4番高橋健委員をお願いします。

4 番 高 橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号5番について、13番大石委員をお願いします。

13 番 大 石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号6番について、8番荒木田委員をお願いします。

8 番 荒 木 田 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号7番について、10番小玉委員をお願いします。

10 番 小 玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号8番、9番、19番について、7番鈴木八寿男委員をお願いします。

7 番 鈴 木 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号10番及び11番について、11番青柳委員をお願いします。

11 番 青 柳 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号12番から14番について、15番草薢委員をお願いします。

15 番 草 薢 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号15番について、2番小田嶋委員をお願いします。

2 番 小 田 嶋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に、整理番号21番から25番について、事務局からお願いします。

檜 尾 参 事 《3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 整理番号16番から18番につきましては、更新案件ですので現地確認報告を省略します。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号5番を除き、一括して許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、整理番号5を除き、一括して許可することに決定いたします。(午前9時31分)

議 長 次に議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番を上程します。利害関係者の退席を求めます。13 番大石委員。

《13番大石委員退席》

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

竹 下 主 査 整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定するものは田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇です。10a当たりの賃借料は〇〇円、期間は〇〇年、年額〇〇円です。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。3番藤村委員。

3 番 藤 村 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号5番については、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画

案に関する意見についてのうち、整理番号5番については、原案のとおり決定し答申することとします。利害関係者の復席を求めます。

《13番大石委員復席》

議 長 次に議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号12番から14番を上程します。利害関係者の退席を求めます。7番鈴木八寿男委員。

《7番鈴木委員退席》

それでは、事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定するものは角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇です。10a当たりの賃借料は〇〇円、期間は〇〇年、年額〇〇円です

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定するものは角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇です。10a当たりの賃借料は〇〇円、期間は〇〇年、年額〇〇円です。

整理番号14番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定するものは角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇です。10a当たりの賃借料は〇〇円、期間は〇〇年、年額〇〇円です。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。11番青柳委員。

11番青柳 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号12番から14番については、決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号12番から14番については、原案のとおり決定し答申することとします。利害関係者の復席を求めます。

《7番鈴木委員復席》

議 長 次に議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号17番を上程します。利害関係者の退席を求めます。6番佐

藤一也委員。

《6番佐藤委員退席》

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号17番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、使用貸借の新規案件となります。利用権を設定するものは西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年間です。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告は私がします。

17番藤村 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、整理番号17番については、決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号17番については、原案のとおり決定し答申することとします。利害関係者の復席を求めます。

《6番佐藤委員復席》

議 長 次に議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてのうち、整理番号5番、12番から14番、17番を除き一括して上程いたします。事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的は田、売買価格は〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的は田、売買価格は〇〇円です。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的は田、売買価格は〇〇円です。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇

〇㎡、所有権移転の公社特例売買事業になります。所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的は田、売買価格は〇〇円です。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇です。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号15番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇です。10a 当

たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号16番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号18番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件になります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。10a 当たりの賃借料は〇〇円、利用目的は田、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号19番から21番については転貸案件となりますので、説明を省略します。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番、6番から8番、11番について16番高橋政敏委員。

16 番高橋 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号2番及び3番について、15番草薙良孝委員をお願いします。

15 番草薙 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号4番について、7番鈴木八寿男委員をお願いします。

7 番 鈴 木 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号9番及び10番について、4番高橋健委員をお願いします。

4 番 高 橋 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号15番について、10番小玉委員をお願いします。

10 番小玉 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号16番について、6番佐藤一也委員をお願いします。

6 番 佐 藤 《現地確認報告》

議 長 次に、整理番号18番について、私が報告します。

17 番 藤 村 《現地確認報告》

議 長 整理番号19番から21番については、転貸案件ですので現地確認報告は省略させていただきます。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

「なし」の声あり

議 長 ないようですので、このとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第9号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について、原案のとおり決定し答申することとします。(午前9時50分)

議 長 次に、議案第10号、農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

慳 尾 参 事 それでは議案第10号、農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて、説明いたします。生前一括贈与については、議案書に記載されております2名の受贈者が、贈与を受けた農地の耕作を行っているかを、担当委員の皆様を確認をお願いするものです。問題がない場合は会長名で証明したものを税務署等に提出することになります。ご審議のほどよろしくお願いします。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。各地区の担当区域内で、猶予を受けている方の農業経営状況、耕作状況等について、不適格な方がいる場合は、担当委員の発言を求めます。

「なし」の声あり

議 長 無いようですので、申請のとおり証明することでご異議ございませんか

「異議なし」の声あり

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第10号、農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについては、申請のとおり証明書を交付することに決定します。(午前9時55分)

議 長 これで、予定議案審議が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

佐々木局長 協議事項

令和7年度仙北市農作業標準賃金(案)について

連絡事項

今後の日程

＊3月19日(水) 第4回農業委員会総会 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)

＊3月25日(火) 農用地利用調整会議 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)

＊4月7日(月) 第5回農業委員会総会 午後4時から
ふれあいプラザクリオン 2 階

議 長 これで、令和7年第3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。(午前10時15分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和7年3月10日

議 長 _____

署 名 員 13番 _____

署 名 員 14番 _____